

## 病理検査の国際標準化とモチベーションの維持

—化学物質に関する法令の管理を中心に—

◎郡司 昌治<sup>1)</sup>、美濃島 慎<sup>1)</sup>、田中 知咲季<sup>1)</sup>、尾崎 靖将<sup>1)</sup>、安村 奈緒子<sup>1)</sup>  
日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院<sup>1)</sup>

病理部門の ISO15189 認定プロセスは、分析学の検体検査の考え方とは大きく異なる。病理は形態学であり、ファジーな部分が多く、職人技気質もある。一昔は技術を見て盗んで技量を取得した時代もあった。しかし、品質マネジメントシステム（QMS）により、作業の標準化や日々の精度管理を明確にし、検査品質を保持する画期的なシステムと考える。誰が業務を行っても一定以上の品質が担保されるシステムと考える。精度管理も分析とは大きく異なり、個々の施設で管理が求められる。染色は、染色液メーカー間で染色性は異なり、病理医の染色性の好みも加わる。施設で診断する上で支障のない染色性を各々管理する必要がある。また用手法の部分が多く、要員間差の技量の管理も重要である。定期的なトレーニングを行い力量評価して職務権限を与える必要がある。

要員のモチベーションは、個々の要員の力量を上げるために重要なプロセスと考える。自分たちの検査室に見合った要求事項の満たし方を考え、負担のない目標を設定した方がよいと考える。規格に適合する必要があるが、その方法は施設側に任せている。検査室に見合った要求事項の満たし方を自分たちで考え実行することが重要で背伸びする必要は全くないと考える。したがって働きやすい環境を作り、規格に適合した環境を作ることである。また、要員の意見を出しやすい環境を作り、その意見を反映することでモチベーションアップに繋がると考え、やりがいのある職場環境が重要である。

ISO15189 の管理でもう一つ重要なのは、化学物質に関する法令の管理であり、本パネルディスカッションで法令の管理を中心に述べていく。毒物及び劇物取締法、労働安全衛生法、作業環境測定法、労働基準法、消防法など様々な法令が関係する。毒物及び劇物取締法は毒物劇物の保管方法、盗難防止、使用量の管理がある。労働安全衛生法は、危険物や有害物、職場環境やメンタルヘルスなど、広範囲にわたって労働者の安全と健康を確保するため管理がある。作業環境測定法は適正な作業環境を確保し、職場における労働者の健康を保持管理することを目的である。労働基準法は労働者を使用する使用者が守らなくてはいけない最低限の労働条件を定めた法律や女性労働者に対する危険有害業務への就業制限が定められている。消防法は火災の予防・警戒・鎮圧による生命、身体、財産の保護・被害軽減を目的とした管理が必要である。

新たに 2024 年 4 月から化学物質管理者の選任の義務化が始まった。化学物質管理者は、事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理するものとして位置づけられており、リスクアセスメントの実施及び記録の保存、ばく露低減対策、労働災害発生時の対応、労働者の教育等に携わり、リスクアセスメント等が義務付けられる危険性・有害性のある化学物質（労働安全衛生法第 57 条の 3 でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険性・有害性のある物質）を扱うすべての事業場で選任されなければならないとなっている。化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示する必要もある。また、労働安全衛生規則等が改正され、2024 年 4 月から保護具着用管理責任者の選任も義務化されている。保護具着用管理責任者の職務は、保護具の適正な選択、労働者の保護具の適正な使用、保護具の保守管理に関することが求められている。保護具着用管理責任者は保護具の管理に関する教育を受講した者を選任し、化学物質管理専門家、作業環境管理専門家の要件に該当する者、労働衛生コンサルタント試験に合格した者、第 1 種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者、作業に応じ特定化学物質、有機溶剤、鉛、四アルキル鉛の作業主任者技能講習を修了した者、安全衛生推進者の選任に関する基準に該当する者を選任する必要がある。

病理は化学物質に関する法令を遵守する必要があり、安全は労働環境を提供する必要がある。